



巻頭言

「経過措置」の経過

(財)日本植物調節剤研究協会 理事
農業工業会 副会長
日本曹達(株) 常務取締役 農業化学品事業部長

高橋 毅

昨今の農業を巡る規制には、今までに無い程めまぐるしい変化が起きています。

平成12年農林水産省農産園芸局長通知第8147号により農業登録に関わるデータの整備が始まった。この段階では工業会メンバー各社に課せられた問題と思われました。

ところが平成15年3月10日に始まる一連の農業取締法の改正・施行により、影響は工業会だけに止まらず、農業使用者、販売者、さらには各県行政をも巻き込む事態に立ち至ることになりました。

「植調」読者諸兄におかれましては、当事者として既にご承知の事ではありますが、改めて一連の流れを振り返ってみたいと思います。

改正農業取締法の変更にまつわる事項は幾つかあるが、紙面の都合上主なものに絞っても、「農業の使用基準の遵守の義務化と罰則の強化」および「いわゆる非農耕地専用除草剤に対する表示義務」があります。

表示義務の件は、非農耕地専用除草剤は農業としては使用することはできないとの表示を義務付けることで無登録農業をなくすることになった。それに呼応して、日植調では、試験名を非農耕地関係から緑地管理関係へと改めています。

使用基準の遵守の件はマイナー作物の「経過措置」へと拡大していきました。使用基準を遵守するとは、使用者が登録ラベルどおりの使い方をする事であり、ラベル表示どおりとは、登録が少ないマイナー作物については、使用可能な農業がなくなることにつながるようになります。

農林水産省はマイナー作物への登録拡大促進と登録までの猶予期間を設定するため、15年3

月7日付農林水産省・環境省令第5号付則第3条で「経過措置」を設けました。都道府県が申請し、農林水産大臣が承認した作物は、15年3月から2年間、ラベルに記載されていなくても(未登録であっても)、その作物に農業が使用できる事になりました。この措置は二年間の時限措置であり、その間に承認を受けた都道府県は登録を取るべく効果、限界量薬害、残留試験等を実施することになったわけです。

この時点で承認された農業・作物・病害虫の組み合わせは延べ約9000件といわれておりました。

これだけの件数となると、各都道府県だけで実施するには人的資源、費用に制限があり、工業会メンバー各社が独自に一部のデータ収集を各都道府県と協力し合いながら行ってきました。台風の異常発生などの気象条件その他の要因で、平成17年3月までに全てのデータをそろえる事はできず、「経過措置」は一年間延長されることになりました。17年10月時点での経過措置対応の内訳は、登録422件、延長2963件、取り消し5564件と聞いております。

今頃各社では、延長分の登録申請作業の仕上げに余念がない状況と思われます。

農業を取り巻く規制はマイナー作物問題で終わるわけではありません。工業会としては「食品衛生法の一部(第11条第3項)を改正する法律(15年5月30日公布)」による残留農業基準設定をはじめとして解決すべき問題が多々残っており、関係各省庁との協議を引き続き行っております。今後も関係各位のご協力のほどを切にお願いする次第であります。